

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(3)-②令和4(2022)年9月開催の理事会にて決議された「役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程」において、その選任に必要な事項を定めた。規程では、理事及び監事の在任年数の上限を10年とすることとし、施行日は令和5年2月1日とした。 令和5年(2023年)年度の役員改選より実行している。 次回の理事選任は令和7(2025)年6月開催予定の評議員会で行うこととなっており、ガバナンスコード適合性審査項目9審査基準(2)への適合化への対応として、令和7(2025)年3月末日までに整備し、施行する。	【11】役員候補者及び候補予定者の推薦に関する規程
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1)令和4(2022)年9月開催の理事会にて決議された「役員候補者選考委員会設置規程」において、同委員会の設置と同委員会の運営に関する事項を定め、施行日は令和5年2月1日とした。 令和5(2023)年5月開催「令和5年度 第1回役員候補者選考委員会」を他の決議機関から独立して行った。	【23】役員候補者選考委員会設置規程 【24】令和5年度役員候補者選定委員会名簿 【25】令和5年5月開催「令和5年度 第1回役員候補者選考委員会 議事録」
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1)倫理規程及び処分手続規程を整備し、該当者が法令及び本会諸規則を遵守する旨定めている。	【26】倫理規程 【27】処分手続規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(2)-①役職員・本部・委員会等の役割、分掌事項、職務権限等に関する規程を整備し運用している。	【28】職務権限規程 【29】分野別本部及び委員会等に関する規程 【30】専門委員会等分掌事項に関する規程
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(2)-②「情報公開規程」「個人情報保護規程」を定め運用している。	【31】情報公開規程 【32】個人情報保護規程
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(2)-③「役員等の報酬及び費用に関する規程」「就業規則」「事務局給与規程」等を定め運用している。	【33】役員等の報酬及び費用に関する規程 【34】就業規則 【35】事務局給与規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (4) 法人の財産に関する規程を整備しているか	(2)-(4) 「財産管理運用規程」「寄附等取扱規程」を定め運用している。	【36】財産管理運用規程 【37】寄附金取扱規程
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること (5) 財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(2)-(6) 「財務基盤の整備に関する規程」を定めている。	【38】財務基盤の整備に関する規程
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(3)-(1) 各種選考基準を整備し、代表選手の公平かつ合理的な選考を担保している。 (3)-(2) 令和3(2021)年3月及び4月開催の常務理事会にてこれらの基準を改正し、選手権利保護に関する条項を加えた。 なお、本会が主催する全日本テニス選手権の開催要項において、参加選手の肖像権が第三者に不当に侵害されることがないよう配慮した記載としている。 また、基準にもとづき選考されたメンバーは常務理事会に提案され審議を経て決議している。	【39】ナショナルメンバー選考基準 【40】デ杯／BJK杯代表選手選考基準 【41】ジュニアナショナルメンバー選考基準 【42】ジュニア・デビスカップ ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準 【43】ワールドジュニア代表選手選考基準 【76】全日本選手権99th 開催要項 2024alljapan_factsheet 【77】2024-3(20240620)常務理事会議事報告書
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(4) 「選手・審判員等登録規程」にもとづき常務理事会により制定された「公認審判員登録細則」の第5条にもとづき、認定講習会を受け認定試験に合格した者を審判委員会が審査し、認定されている。 令和3年3月開催の常務理事会決議にて細則を改正し、審判委員会による審判員選考の手順を加えた。 「選手・審判員等登録規程」「公認審判員登録細則」にもとづき、審判委員会が公認資格レベル、経験、大会会場へのアクセス等を考慮したうえ、審判員の公平かつ合理的な選考を行っており、中立性を欠くものを割り当てていない。	【44】選手・審判員等登録規程 【45】公認審判員登録細則
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	(5)-(1) 本会は総合法律事務所と顧問契約を締結している。その他、コンプライアンス委員会に1名、倫理委員会に2名の弁護士が委員として参画している。 (5)-(2) 役職員の法的知識の向上については、外部主催の各種研修会にも出席し研鑽に努めており、公益法人制度、JTA規則、ガバナンスコード、その他公益法人としてN Fとしての立場、また助言を求めるための外部専門家へのアクセスが確保されている。	【46】総合法律事務所との顧問契約書
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置し、本会内外の諸事案に対し活動を行っている。 (2) 令和4(2022)年3月開催の理事会にてコンプライアンス委員会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とした「コンプライアンス委員会運営細則」を制定した。同細則は令和4(2022)年4月1日に施行された。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、女性委員を配置している。	【47】コンプライアンス委員会運営細則 【48】コンプライアンス委員名簿 【49】コンプライアンス委員会議事録
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士・学識経験者を配置している。	【48】コンプライアンス委員名簿(職業記載)

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1)毎年度末の評議員会終了後、役職員向けの「コンプライアンス・ガバナンス講習会」を開催している。 令和5(2023)年度の役員等向けコンプライアンス・ガバナンス講習会は、令和6(2024)年3月21日にオンラインにて開催された。 令和6(2024)年度は、令和7(2025)年3月21日開催の評議員会終了後に開催予定である。	【50】令和5(2023)年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会開催通知 【51】2024年3月21日JSPO「NOスポハラ」研修会資料
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	プロフェッショナル登録選手にはプロフェッショナル登録基準が適用され、登録申請者は事前eラーニングの受講が、新規登録者は新規プロフェッショナル教育研修会が義務づけられている。また、毎年求められている更新手続においても、本会主催の研修の履修が義務づけられている。 新規プロフェッショナル登録時のe-ラーニング（必須）にて、下記項目の教育を実施。 ①スポーツインテグリティ（高潔性）とは ②コンプライアンスの意味 ③倫理規程の禁止行為 ④アンチ・ドーピング ⑤処分手続規程について また、令和5(2023)年度の選手向けコンプライアンス研修は、令和5(2023)年11月4日に開催された令和5(2023)年度新規プロフェッショナル教育研修会であった。 令和6(2024)年度は、令和6(2024)年10月12日に開催された。 令和5(2023)年度の指導者向けコンプライアンス研修は、令和6(2024)年3月16日開催のJTAカンファレンスにて「テニス指導者が皆で考える暴力・暴言・ハラスメントの根絶方法」と題した講演を公認指導者対象の令和5年度コンプライアンス研修に該当として、渋倉崇行教授を招いて行われた。 令和6(2024)年度は、令和7(2025)年3月16日開催予定のJTAカンファレンスにて実施を計画している。	【52】新規プロフェッショナル登録時のe-ラーニングテキスト 【53】2023年度第1回プロフェッショナル教育研修会プログラム 【54】第34回JTAカンファレンス2024開催要項 【78】プロフェッショナル登録基準 【88】2024年度第1回プロフェッショナル教育研修会プログラム
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手・審判員等登録規程第3条に「本会は、登録及び登録の更新に際して研修を義務づけることができる。」とし、この規程にもとづき制定された公認審判員登録細則では、公認審判員(レフェリー、チーフアンパイア、アンパイア)に認定試験及び更新の際の審判講習会・認定会の受講を義務化している。 本会が主催する「B級レフェリー」「B級チーフアンパイア」「B級アンパイア」各認定講習会にてコンプライアンス研修を実施している。 令和6(2024)年度は、令和6(2024)年6月22日・23日に実施した。 加えて、C級認定会、ルール講習会、審判講習会、大会参加審判ミーティングなどでも同様の研修を行っている。 公認審判員登録細則であわせて規定されている国際審判員の認定は国際テニス連盟(ITF)である。しかし、国内開催の国際テニス大会も多くあることから、本会の審判委員会は同連盟のコンプライアンス関連資料の国内公認審判員との情報共有に努めている。	【55】(1)2023年7月開催「B級レフェリー」「B級チーフアンパイア」開催案内 (2)2024年1月開催「B級レフェリー」「B級アンパイア」各開催案内 (3)「20221208 JTA作成 コンプライアンス研修配布資料」 (4)「20231208 ITIA作成 コンプライアンス講習資料」 【79】選手・審判員等登録規程 【80】公認審判員登録細則 【81】日本テニス協会B級・C級審判員向け認定会・講習会などで使用される教材の例 【82】国際審判員向けコンプライアンス関連資料の例 【89】2024年6月開催「B級アンパイア」「B級レフェリー」「B級チーフアンパイア」認定講習会 開催案内

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
				自己説明	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1)総合法律事務所・税理士1名・内部監査士1名から専門的な助言が受けられる体制となっている。		【56】専門家のサポート体制に関する資料(組織図)
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1)職務権限規程、経理規程、財産管理運用規程等に基づき、財務・経理の処理を適切に行い、その結果は本会の契約している会計監査人（公認会計士）によって、適切に処理されていることが確認されている。 (2)監事は定款に基づき、評議員会での審議を経て選任されている。 (3)監事は常務理事会及び理事会に出席し、本会の業務執行状況を適宜監査している。		【28】職務権限規程 【57】経理規程 【36】財産管理運用規程 【20】定款 【58】監事名簿（監事の所属先、専門的能力（資格等）、業務経験等を明示し、監事の適性があると考える理由を記載）
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(3)倫理規程第4条(役員等及び職員の遵守事項)第5項において以下を規定している。 「役員等及び職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。」 また、実施要項、交付要綱及び関係規程の定めるところに従い、支出等に当たっては、公正かつ効率的執行に努めている。		【26】倫理規程 【83】交付決定通知書_JOC補助金_R6年度 【84】交付決定通知書_スポーツ振興くじ助成金_R6年度 【85】交付決定通知書_スポーツ振興基金助成金_R6年度
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1)情報公開規程に基づき、年度ごとの財務情報等を本会公式ホームページ及びアニュアルレポートで開示している。 公開URL： https://www.jta-tennis.or.jp/jta/tbid/354/Default.aspx		【59】令和6年度収支予算書 【60】令和5年度収支決算書
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(2)-① 選手選考基準は、本会公式ホームページで開示している。 公開URL： https://www.jta-tennis.or.jp/jta/tbid/356/Default.aspx		【39】ナショナルメンバー選考基準 【40】デ杯／BJK杯代表選手選考基準 【41】ジュニアナショナルメンバー選考基準 【42】ジュニア・デビスカップ ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準 【43】ワールドジュニア代表選手選考基準
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(2)ガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明を、本会公式ホームページで開示している。 公開URL： https://www.jta-tennis.or.jp/information/tbid/756/Default.aspx		【61】令和5年度ガバナンスコード遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1)令和3(2021)年3月開催の理事会にて利益相反管理規程及び利益相反ポリシーを決議し、これらは同年4月1日に施行された。本会は、同規程及び同ポリシーにもとづき、適切に運営を行っている。	【62】利益相反管理規程 【63】利益相反管理ポリシー
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(2)令和3(2021)年3月開催の理事会にて利益相反ポリシー及び利益相反管理規程を決議し、令和3(2021)年度から実施に移された。	【63】利益相反管理ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1)通報相談窓口を設置し、本会公式ホームページにて告知している。処分手続規程第8条において通報相談窓口の設置を規定し、同条第2項でコンプライアンス委員会がその実務を行うとしている。 (2)処分手続規程第11条において守秘義務を規定し、同条第1項で通報窓口に寄せられた通報にかかる事実を秘密として保持しなければならないとしている。 (3)処分手続規程第11条において守秘義務を規定し、同条第2項で窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限の配慮をするとし、情報管理を徹底している。 (4)処分手續規程第12条において不利益取扱の禁止を規定し、窓口利用者に対し不利益な取扱を行わないとしている。 (5)直近の通報相談窓口の活用についての情報共有は、令和6(2024)年3月21日に開催された令和5(2023)年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会において、コンプライアンス委員長より「令和5年度コンプライアンス関連事例報告」として行われた。	【64】通報相談窓口告知ページ 【27】処分手続規程 【50】令和5(2023)年度役員等向けオンラインによるコンプライアンス・ガバナンス講習会開催通知
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心整備すること	(2)通報相談窓口を主管するコンプライアンス委員会は、1名は弁護士、1名は大学准教授を中心構成している。 通報相談窓口は2013年10月開催の常務理事会で決議された「コンプライアンス室(後にコンプライアンス委員会)の相談窓口機能に関する基本方針」にもとづき立ち上げられ、同基本方針では、窓口活動の基本原則の中で「秘匿性」が担保されている。 なお、通報相談窓口については、ガバナンスコード対応の一環として、令和4(2022)年3月開催の常務理事会にて制定されたコンプライアンス委員会運営細則第4条に規定されている。	【27】処分手続規程 【47】コンプライアンス委員会運営細則 【48】コンプライアンス委員名簿(職業記載) 【86】コンプライアンス室(後にコンプライアンス委員会)の相談窓口機能に関する基本方針

